

# 介護保険利用ガイド（案）

身心の状態に不安を感じたら、介護保険の利用を検討しましょう。  
まずは下の窓口にご相談ください

## ●地域包括支援センター

月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分  
地域包括支援センターとは、高齢者のかたのお困りごとを支援する総合相談窓口です。

柏北部地域包括支援センター	7140-8818	田中，西原
北柏地域包括支援センター	7130-7800	富勢
北柏第2地域包括支援センター※	7179-5500	松葉 高田・松ヶ崎
柏西口地域包括支援センター	7142-8008	豊四季台
柏西口第2地域包括支援センター※	7147-8001	新富，旭町
柏東口地域包括支援センター	7168-7070	柏中央，新田原
柏東口第2地域包括支援センター	7192-6610	富里，永楽台
光ヶ丘地域包括支援センター	7160-0003	光ヶ丘，酒井根
柏南部地域包括支援センター	7160-0002	藤心，南部
柏南部第2地域包括支援センター	7170-9300	増尾
沼南地域包括支援センター	7190-1900	風早北部 風早南部，手賀

※北柏第2地域包括支援センターは午前10時～午後6時です。

※柏西口第2地域包括支援センターは午前10時～午後6時です。

## ●柏市役所

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分

介護サービスについて	7167-1135
要介護認定について	7167-1134
介護保険料について	7167-1022
フレイル予防について	7167-2318
在宅医療の相談について	7197-1510

## ●目次

介護保険のしくみと保険料について…2，3ページ

認定の申請から結果について…4，5ページ

それぞれの負担割合と支給限度額について…6ページ

受けられるサービスについて（居宅・地域密着型・施設）…7～9ページ

福祉用具貸与・購入，住宅改修について…10，11ページ

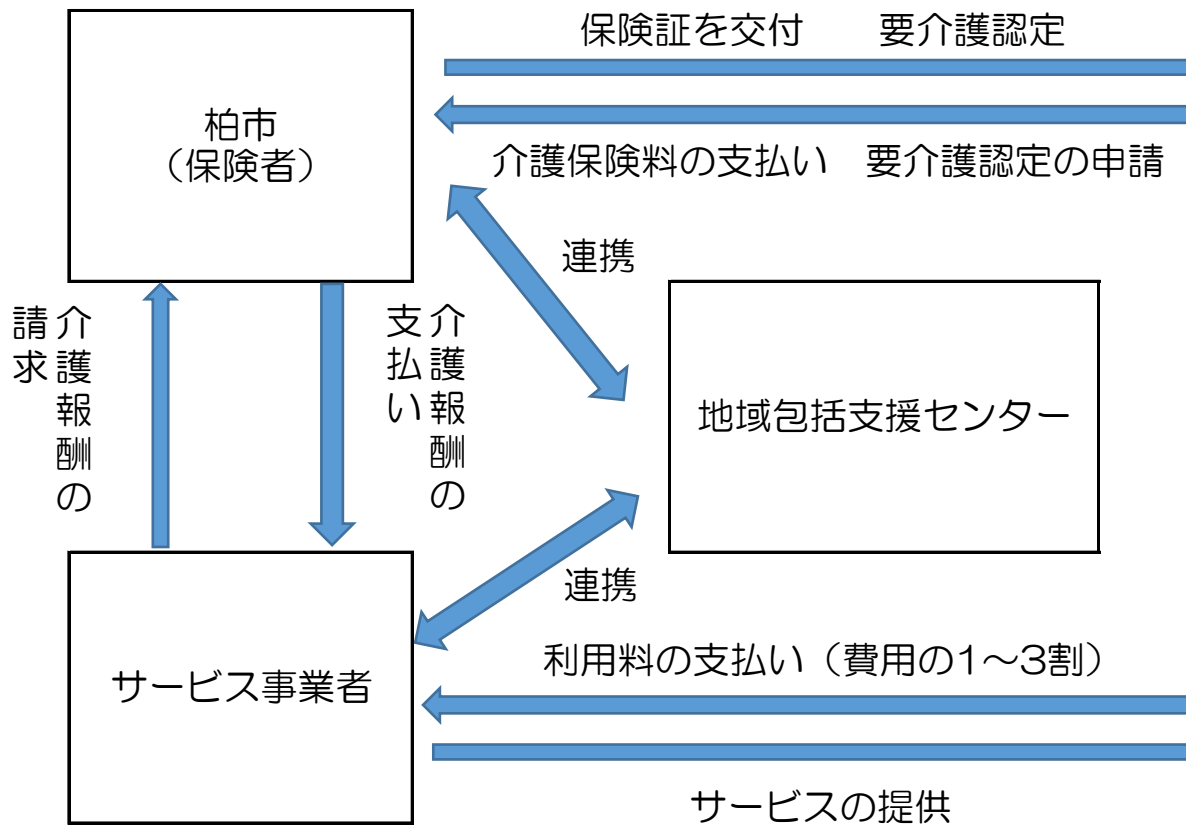
負担軽減について…12ページ

介護予防・日常生活支援総合事業について…13ページ

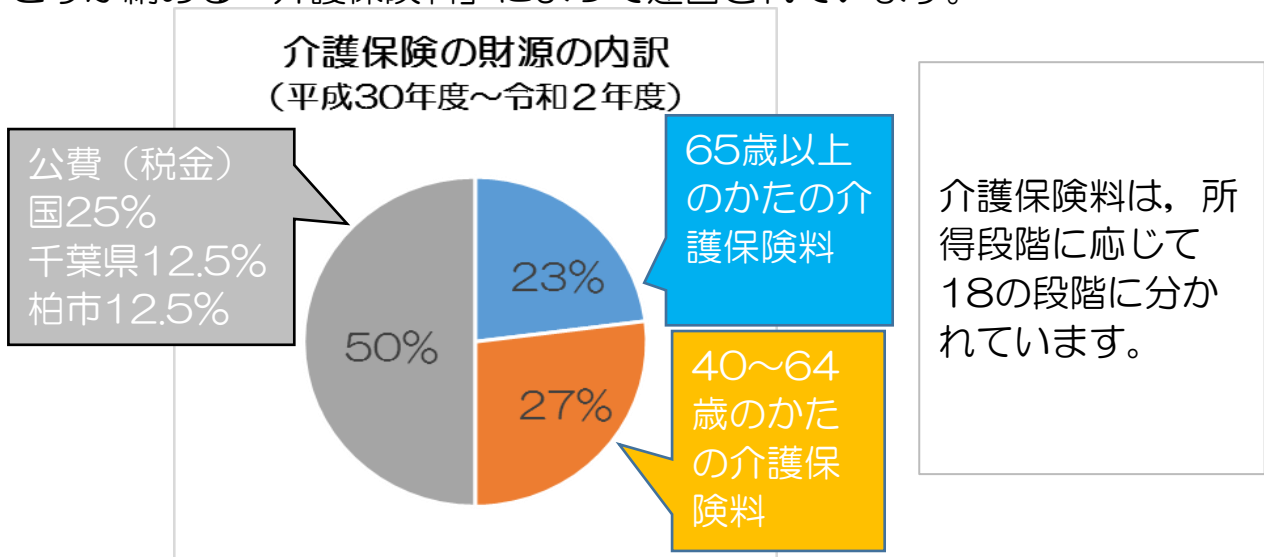
柏市の独自のサービスについて…14,15ページ

# 介護保険料のしくみと保険料について

介護保険はみんなで支えあう制度です。40歳以上のかたが保険料を納め、介護が必要になったら費用の一部を支払って利用します。



介護保険は、国、千葉県、柏市が負担する「公費（税金）」と市民1人ひとりが納める「介護保険料」によって運営されています。



## 加入者（被保険者）

### 第1号被保険者（65歳以上のかた）

原因に関わらず、介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

65歳になる前月に、介護保険証が交付されます。



### 第2号被保険者（医療保険に加入している40～64歳のかた）

老化が原因とされる病気（特定疾病※）により介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

認定をうけた方に介護保険証が交付されます。



#### ※特定疾病（16種類）

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） 関節リウマチ 筋萎縮性側索硬化症 後縦靭帯骨化症 骨折を伴う骨粗しょう症 初老期における認知症 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 脊髄小脳変性症 脊柱管狭窄症 早老症 多系統萎縮症 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 脳血管疾患 閉塞性動脈硬化症 慢性閉塞性肺疾患 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険料の納め方は、年金の額に応じて異なります。

年金が年額18万円未満のかた	普通徴収 納付書や口座振替で個別に納めます
年金が年額18万円以上のかた	特別徴収 年金から天引きされます（年6回）

※特別徴収のかたも、年度の途中で65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合など、一時的に納付書で納めることがあります。

※40～64歳のかたの介護保険料の金額の決め方と納め方は、加入している医療保険ごとに異なります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

# 認定の申請から結果について

## ① 要介護認定の申請

本人または家族などが、高齢者支援課、地域包括支援センターの窓口で申請をします

※介護予防・生活支援サービスのみを希望する場合は、地域包括支援センターで基本チェックリストによる判定を受けます。

### 認定審査に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険証
- 日常生活状況申出書
- 主治医の氏名・医療機関がわかるもの
- 健康保険証(第2号被保険者のみ)

※申請は、沼南支所窓口サービス課でも可能です。

## ② 本人の状態を調査

調査員が自宅などを訪問して、心身の状態などを調査します

## ③ 審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会で審査をし、要介護状態区分を判定します

## ④ 要介護の認定

原則申請から30日以内に認定結果通知書と介護保険証が届きます。

認定結果通知書と保険証の内容を確認ください  
要介護度状態区分(要介護1～5, 要支援1・2, 非該当(自立))  
に分けて認定されます。その他の記載内容についてもご確認  
ください。

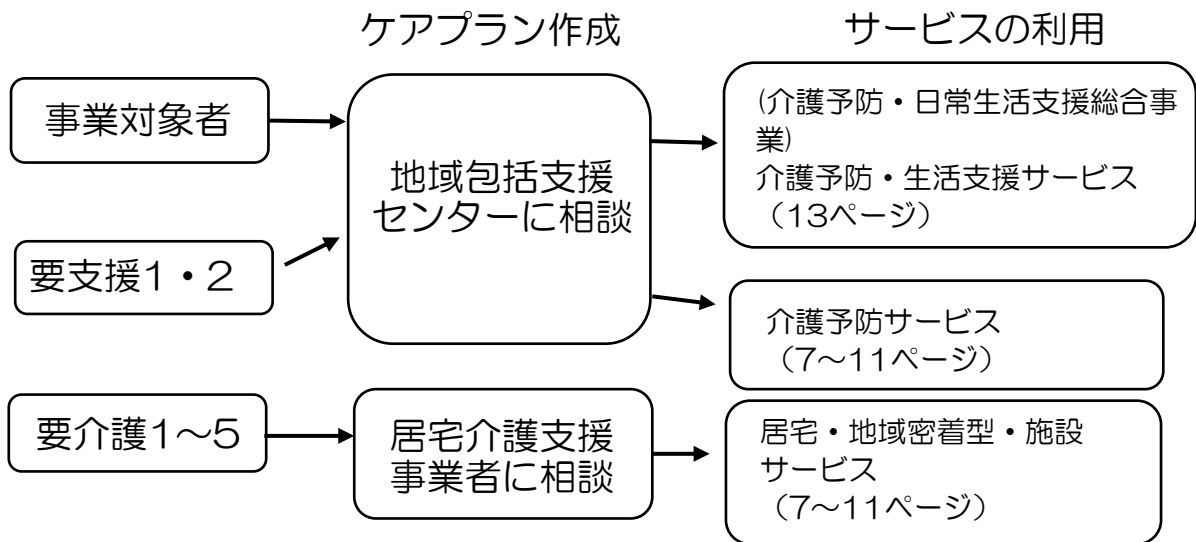
※認定結果に疑問などがある場合は、高齢者支援課に相談してください。

### ● 負担割合証が発行されます

要介護・要支援認定を受けたかたや総合事業の事業対象者と判定された方には、サービスの負担割合(1～3割)を記載した負担割合証が発行されます。

## ⑤ ケアプランの作成・サービスの利用

ケアプラン(介護サービス計画)を立て、サービスを利用します



※非該当のかたは地域包括支援センターにご相談ください。

ご家族やセンター職員と相談しながら、本人の状況にあったフレイル予防事業に参加の申し込みをします。

※居宅介護支援事業者は、市の指定を受けて、ケアマネジャーを配置しています。

希望するサービスの相談を受けて、サービス事業者と連絡をし、調整を行います。

※ケアプランの作成および相談は無料です。

## ⑥ 更新申請

引き続きサービスを利用する場合には、介護保険証に記載のある有効期間が終了する前に更新の申請をする必要があります

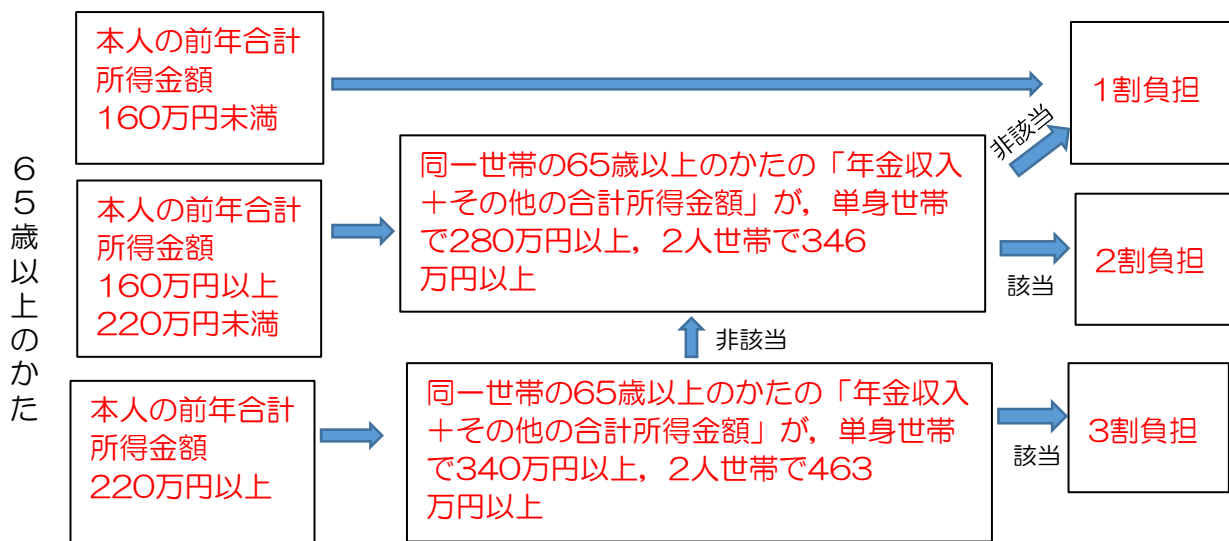
※更新申請は認定期間満了日の60日前から受付しています。

※心身の状況が悪くなったり、必要とされる介護の状況が変化されたときは、いつでも変更の申請ができます。

# それぞれの負担割合と支給限度額について

## 負担割合について

一定額以上の所得者は、サービスの利用者負担の割合が2割又は3割になります。



## 負担割合分以外にかかる費用

施設を利用するサービスの場合は、負担割合分以外に日常生活費や食費等が別途自己負担になります。

施設に通って利用するサービス：利用者負担 + 日常生活費 + 食費

施設等に入所して利用するサービス：利用者負担 + 日常生活費 + 食費 + 滞在費 (居住費)

## 支給限度額について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて、「支給限度額」が決められています。その範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担は1～3割です。ただし、上限を超えて利用した場合は、超えた分について全額が自己負担になります。

### ■サービスの支給限度額(1ヵ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)
要支援1	5万 320円	5,032円
要支援2	10万5,310円	1万 531円
要介護1	16万7,650円	1万6,765円
要介護2	19万7,050円	1万9,705円
要介護3	27万 480円	2万7,048円
要介護4	30万9,380円	3万 938円
要介護5	36万2,170円	3万6,217円

- ・支給限度額は、利用するサービスの種類や事業者の所在地により若干の違いがあります。
- ・福祉用具購入費と住宅改修費は上記の限度額に含まれません。


※令和元年10月からの金額となります。

# 居宅サービス

利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※記載している自己負担額は、それぞれの介護度、負担割合、利用回数等によって異なります。

## 自宅を中心に利用する

<p>訪問介護(ホームヘルプサービス) (要介護1~5)</p> 	<p>ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。 自己負担：身体介護中心は173円/回～ 生活援助中心は190円/回～</p>
<p>訪問入浴介護 (要支援1・2, 要介護1~5)</p>	<p>自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。 自己負担：885円/回～</p>
<p>訪問看護 (要支援1・2, 要介護1~5)</p>	<p>看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。 自己負担：396円/回～</p>
<p>訪問リハビリテーション (要支援1・2, 要介護1~5)</p>	<p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、自宅でリハビリテーションを受けます。 自己負担：302円/回～</p>
<p>居宅療養型管理指導 (要支援1・2, 要介護1~5)</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲みかた、食事などの療養上の管理、指導を受けます。 自己負担：医師の場合は509円/回～ (一例として)薬剤師の場合は560円/回～</p>

## 施設に通い利用する

<p>通所介護 (要介護1~5)</p>	<p>デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。 自己負担：677円/回～ ※別途、食事費等</p>
<p>通所リハビリテーション (要支援1・2, 要介護1~5)</p>	<p>介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリテーションが受けられます。 自己負担：528円/回～ ※別途、食事費等</p>

## 短期間施設に入所する

<p>短期入所生活介護(ショートステイ) (要支援1・2, 要介護1~5)</p>	<p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつ)やリハビリテーションなどが受けられます。 自己負担：多床室の場合は453円/日～ (一例として)ユニット型個室の場合は531円/日～ ※別途、食事費等</p>
<p>短期入所療養型介護(医療型ショートステイ) (要支援1・2, 要介護1~5)</p>	<p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援やリハビリテーション、医師の診療などが受けられます。 自己負担：多床室の場合は630円/日～ (一例として)ユニット型個室の場合は640円/日～ ※別途、食事費等</p>

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として柏市民の方のみ利用可能です。

### 自宅を中心に利用する

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (要介護1~5)	密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。 自己負担：8,635円/月～
夜間対応型訪問介護 (要介護1~5)	夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護と、緊急時などの利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。 自己負担：基本費用は1,056円/月～ 定期巡回は395円/回～，随時対応は603円/回～

### 施設に通い利用する

認知症対応型通所介護 (要支援1・2, 要介護1~5)	認知症と診断されたかたが食事・入浴などの介護や、専門的なケアを日帰りで受けられます。 自己負担：821円/回～ ※別途，食事費等
地域密着型通所介護 (要介護1~5)	定員18名以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。 自己負担：789円/回～ ※別途，食事費等

### 通い・宿泊・訪問を組み合わせて利用する

小規模多機能型居宅介護 (要支援1・2, 要介護1~5)	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。 自己負担：3,531円/月～ ※別途，食事費等
看護小規模多機能型居宅介護 (要介護1~5)	通所を中心に、利用者の選択に応じて泊まりや訪問系(看護・介護)のサービスを組み合わせ、医療ニーズにも対応したサービスを受けられます。 自己負担：12,811円/月～ ※別途，食事費等

### 施設に入所する


認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (要支援2, 要介護1~5)	認知症と診断されたかたが共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。 自己負担：130,000円/月～ ※別途，食事費等
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則，要介護3~5)	定員29名以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練などのサービスが受けられます。 自己負担：122,000円/月～ ※別途，食事費等



# 施設サービス

どのようなサービスが必要かによって、施設の種類が分かります。

※養護老人ホームを除く施設は、直接施設へのお申込みが必要となります。

<p>介護老人福祉施（特別養護老人ホーム） （原則，要介護3～5）</p>	<p>自宅で介護を受けることが困難なかが入所する施設で，食事・入浴・排せつなどの日常生活介護や健康管理が受けられます。 自己負担：88,000円/月～</p>
<p>介護老人保健施設 （要介護1～5）</p>	<p>病状が安定し，機能訓練に重点をおいた介護が必要なかが入所する施設で，医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行います。 自己負担：77,000円/月～</p>
<p>介護医療院 （要介護1～5）</p>	<p>長期にわたり医療と介護が必要なかが入所し，医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行います。 自己負担：114,000円/月～</p>
<p>有料老人ホーム</p> 	<p>見守りや食事の提供，掃除等のサービスが受けられる施設です。（内容は施設により異なります） 介護付き：特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設であり，入居しているかたを対象として，食事提供等の日常生活の支援に加え，入浴，排せつ等の介護も行います。 住宅型：外部の介護サービス事業所と契約をした上で介護サービスを受けられます。 自己負担：介護付きは150,000円/月～ 住宅型は110,000円/月～＋介護費用 ※敷金や前払い金が必要な施設もあります</p>
<p>サービス付き高齢者向け住宅</p>	<p>バリアフリー構造を有し，安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。食事の提供や生活支援サービスを受けられる住宅もあります。 また，外部の介護サービス事業所と契約をした上で介護サービスを受けられます。 自己負担：74,000円/月～＋介護費用，食費等</p>
<p>軽費老人ホーム（ケアハウス）</p>	<p>高齢等の理由のため，自立して生活するのに不安があり，家族による援助を受けることが困難なかが生活する施設です。 自己負担：80,000円/月～＋介護費用</p>
<p>養護老人ホーム</p>	<p>住環境と経済的な事情により，自宅で生活できないかたで低所得世帯の，おおむね65歳以上のかたが生活する施設です。 費用や入所申込については，地域包括支援課（☎7167-2318）へお問い合わせください。</p>

# 福祉用具貸与・購入，住宅改修について

福祉用具貸与（要支援1・2，要介護1～5）

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

## 対象となる用具

1.歩行器

写真または絵

2.歩行補助つえ

写真または絵

3.手すり（工事不要のもの）

写真または絵

4.スロープ（工事不要のもの）

写真または絵

5.車いす

6.車いす付属品

図または絵

7.特殊寝台

8.特殊寝台付属品

写真または絵

9.認知症老人徘徊感知機器

写真または絵

10.移動用リフト

写真または絵

11.体位変換器

写真または絵

12.床ずれ防止用具

写真または絵

13.自動排せつ処理装置

写真または絵

※利用可能なかた・

5～12は原則要介護2～5のかた・

13のうち，便を吸引できるものは原則要介護4・5のかた・

## 利用者負担

月々の利用限度額の範囲内で，実際の費用の1～3割部分です。

## 福祉用具購入（要支援1・2，要介護1～5）

貸与になじまない入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合，一部購入費を支給します。

### 対象となる用具

- 1.腰掛便座
- 2.入浴補助用具
- 3.簡易浴槽
- 4.自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 5.移動用リフトのつり具部分

### 支給額

実際にかかった費用（上限10万円）の9～7割相当額を支給します。

年度内の購入額が10万円未満でも，翌年へ繰越はできません。

※都道府県の指定を受けていない事業者から購入された場合は購入費の支給対象外です。

## 住宅改修（要支援1・2，要介護1～5）

環境を整えるための住宅改修に対し，一部購入費を支給します。

※事前事後に申請が必要です。

※住民登録地以外で行った住宅改修，入院（入所）中で在宅でない場合は支給対象外です。

### 対象となる改修

- 1.手すりの取り付け
- 2.段差の解消
- 3.滑りの防止，移動の円滑化等のための床材の変更
- 4.引き戸等への扉の取り替え
- 5.洋式便座等への便器の取り替え
- 6.1～5に付帯して必要な工事

### 利用手続きの流れ

- 1.ケアマネジャーなどに相談
- 2.柏市へ**事前**に申請
- 3.柏市による確認
- 4.施行・完了
- 5.柏市へ**事後**の申請
- 6.住宅改修費の支給

#### 【事前申請に必要な書類】

- 住宅改修費支給事前協議書
- 工事費内訳書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事予定箇所の現状写真（日付入り）
- 図面
- 住宅の所有者の承諾書
- 委任状（事前協議用）

#### 【事後申請に必要な書類】

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書の原本
- 工事完了箇所の工事後写真（日付入り）

### 支給額

実際にかかった費用（上限20万円）の9～7割相当額を支給します

## 負担軽減について

- 施設を利用した場合の居住費・食費の負担の軽減  
世帯全員が市民税非課税などの要件を満たすかたは下表の負担額が限度となります。（高齢者支援課への申請が必要です）

### 【利用者負担額（1日あたり）】

居住費等の負担額	0～1,310円
食費の負担限度額	300～650円

- 柏市介護保険居宅サービス利用者負担金助成  
生計を同一にする世帯に活用できる資産がないなど、低所得のかたを対象に、20種類の居宅サービスについて、利用者負担金の一部を助成します。（高齢者支援課への申請が必要です）

- 社会福祉法人による施設サービス負担額軽減制度  
この制度を実施している特別養護老人ホームに入所されているかたで、生計が困難と認められた場合は軽減されます。  
（高齢者支援課への申請が必要です。）

- 柏市家族介護慰労金支給制度  
居宅で介護サービスを利用せず、医療機関に月8日以上入院をしていない、要介護4・5の認定者の介護をしている家族のかたに対し支給するものです。（対象者には申請書が送付されます）

- 利用者負担が高額になったとき  
同じ月に利用したサービスの利用者負担が上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。  
（対象者には申請書が送付されます）

上限額	15,000～44,000円
-----	----------------

- 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき  
限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。  
（対象者には申請書が送付されます）

限度額	19万円～212万円
-----	------------

# 介護予防・日常生活支援総合事業について

高齢者のフレイル予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

## 介護予防・生活支援サービス

- 【対象者】 ①要支援1・2の認定を受けたかた  
②基本チェックリストで事業対象者に該当したかた

介護予防訪問サービス (訪問介護相当サービス)	ホームヘルパーが訪問し、生活援助や身体介護を利用者とともにを行います。 自己負担のめやす：1,221～3,871円程度/月
生活支援訪問サービス (訪問型サービスA)	サポーターが訪問し、生活援助を利用者とともにを行います。 自己負担のめやす：1,021～3,236円程度/月
たすけあいサービス (訪問型サービスB)	日常のちょっとした困りごとを助け合う、地域の支えあいやボランティアによるサービスです。各団体が自己負担額を設定しています。
介護予防通所サービス (通所介護相当サービス)	デイサービスセンターで、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。 自己負担のめやす：1,700～3,485円程度/月 ※別途、食事費等

## 健康づくり・フレイル予防

- 【対象者】 65歳以上のすべてのかた



介護予防センター	2か所のセンターを中心に健康増進のための講座（運動・認知症予防等）を実施するほか、地域交流、人材育成、情報発信など、フレイル予防を地域に広める活動を支援します。  ほのぼのプラザますお：増尾駅徒歩5分 ☎04-7170-5570 いきいきプラザ：柏市役所敷地内16号沿い ※ほのぼのプラザますおにて講座受付しています
通いの場 ふれあいサロン コミュニティカフェ	多くのかたに「地域にある居心地よい場所」になるよう開催していて、世代を問わず誰もが気軽に利用できます。開催日時、場所などは、柏市社会福祉協議会までお問い合わせください。 柏市社会福祉協議会 ☎04-7163-9001
介護支援サポーター	65歳以上のかたの地域貢献を応援します。説明会に参加したあと、登録介護保険施設などでボランティア活動をするにより、年額5,000円（上限）の奨励金を受け取ることができます。 柏市社会福祉協議会 ☎04-7165-0880

# 柏市の独自サービス

## 柏市の介護保険以外の福祉サービス

### ① 柏市防災福祉K-Net

災害発生時等に安否確認等の避難支援を行う制度です。

【対象】災害時にひとりでの避難が困難な場合（避難行動要支援者）

### ② 生活支援短期宿泊費助成

ご家族の都合等により家にいることの出来ない時に、老人ホームに宿泊する一部費用を助成します。

【対象】65歳以上で、おおむね自立の場合（年10日以内）

【費用】食事代等は自己負担

### ③ 配食サービス費助成

市の指定業者でお弁当配達を利用した場合に、1日1食分のみ、その費用の一部を助成します。

※ミキサー食・ムース食などの嚥下食に限ります。

【対象】嚥下食による食事摂取が必要である、要支援・要介護認定を受けているか事業対象者で、65歳以上の場合

※所得制限あり

【費用】500円/1食

### ④ 緊急通報システム

緊急時に固定回線型装置とペンダントまたは携帯電話型装置から、相談員が待機する受信センターに通報することができます。

【対象】65歳以上の1人暮らしの場合 ※所得制限あり

【費用】所得により、無料～1,220円/月

### ⑤ 寝具（ふとん）乾燥消毒

月1回自宅にて寝具の乾燥消毒を行います。

【対象】世帯全員が布団干しが困難であり、要支援・要介護認定を受けているか事業対象者で、65歳以上の場合 ※所得制限あり

### ⑥ 寝具（ふとん）丸洗い

年2回まで、寝具を預かり洗濯後返却します

【対象】寝たきりまたは認知症で失禁症状があり、要支援・要介護認定を受けているか事業対象者で、65歳以上の場合

※所得制限あり

### ⑦ 要介護高齢者等住宅改造費助成

日常生活の中で、既存住宅に改造が必要な場合に、一部費用を助成

【対象】要支援・要介護認定を受けている場合 ※所得制限あり

### ⑧ 介護用品（紙おむつ）給付

月1回、紙おむつを配達します。

【対象】常時紙おむつを使用しており、要介護2以上で65歳以上の場合 ※所得制限あり

### ⑨ 訪問理髪費助成

訪問により、理髪サービスを受けるときの出張費用を助成します（年4回まで）

【対象】寝たきりで要介護認定を受けている65歳以上の場合

※所得制限あり

【費用】理髪費（～3,200円）

### ⑩送迎費助成

医療機関受診時に特殊寝台車を利用された時に一部費用を助成します。

【対象】寝たきりであり、要介護3以上で65歳以上のかた  
※所得制限あり

【助成額】片道1回4,400円、年間96,000円を助成上限額

### ⑪図書館サービス

来館が困難なかたへ、郵便による図書館資料の貸出しをします。

【対象】市内在住の、重度身体障がいもしくはねたきりで介添えがなければ日常生活が困難なかた

### ⑫移送サービス（福祉有償運送）

公共交通機関を単独で利用することが困難な身体障がい者や要介護者等の輸送を、社会福祉法人やNPO法人が行います。利用に際して、各事業者への登録が必要になります。

### ⑬はいかい高齢者等みまもりシステム

はいかいのおそれのある高齢者等の衣類や持ち物に「みまもりステッカー」を貼り、行方不明になった際にステッカーのフリーダイヤルとID番号を利用して、あらかじめ登録した家族等に直接連絡がとれるシステムです。また、「検索支援アプリ」（無料）を利用することで、行方不明者発生時に家族が検索依頼を配信したり、アプリの登録者が検索に協力できます。

### ⑭かしわオレンジSOSネットワーク事前登録

はいかいのおそれのある高齢者等を登録し、行方不明のときに初動の対応が迅速に行えるよう警察署と連携して対応しています。

### ⑮かしわオレンジホットカフェ

認知症のかたとその家族、地域住民、専門職等が集い、お茶やコーヒーを飲みながらリラックスした雰囲気交流したり、認知症のかたを支えるつながりを支援します。

### サービスの問い合わせ先

①, ⑫	社会福祉課 ☎7167-1131
②～⑩	高齢者支援課 ☎7167-1135
⑪	柏市立図書館 ☎7164-5346
⑬	地域包括支援課 ☎7167-2318
⑭, ⑮	地域包括支援センター P1をご覧ください